

企画提案競技実施要領

1 業務の目的

自殺に追い込まれる前に、相談者の悩みひとつひとつに丁寧に対応することが自殺予防の重要なポイントとなることから、悩みを打ち明けられる電話相談窓口を開設し、必要な支援に繋げる環境を整えることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度宮崎県自殺防止相談電話「お悩み傾聴ダイヤル」業務委託
- (2) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 業務内容 業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託金額 15,187,920円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- (5) 支払方法 精算払

※ 本企画提案競技は、当該業務委託に係る令和7年度予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じる。

※ 委託金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものであり、業務委託予定者の決定後、提案内容に基づいて改めて仕様を定め、見積書の再提出を求める。

3 実施方法

企画提案書及びプレゼンテーションによる企画提案競技方式（プロポーザル方式）とする。

4 参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内に本店又は営業所を置く者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、国または地方公共団体から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 都道府県税に未納がない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定

により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去5年以内に本業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者

5 企画提案競技実施の公示方法

宮崎県庁ホームページにより公示

6 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 実施公告 | 令和7年2月21日（金） |
| (2) 質問締切 | 令和7年3月10日（月） |
| (3) 企画提案競技参加申込締切 | 令和7年3月10日（月） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和7年3月14日（金） |
| (5) プレゼンテーション | 令和7年3月19日（水）午後2時 |
| (6) 審査結果通知 | 令和7年3月21日（金）以降 |

7 企画提案競技に係る質問

企画提案競技について質問がある場合は、質問票（様式1号）を令和7年3月10日（月）午後5時までに下記「18 問合せ先」宛に電子メールで提出すること。行き違いを防ぐため、電子メール送信後、提出した旨の電話連絡を行うこと。

原則文書による質問のみ受け付けるが、本実施要領の内容、事務手続きに関する質問は電話による問合せを可とする。

8 企画提案競技の参加申込

企画提案競技に参加する者は、下記に示す書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2号）

イ 会社概要（様式3号）

パンフレット等会社概要の分かる資料を添付すること。

ウ 登記事項証明書

法務局が提出日の3ヶ月以内に発行した法人の現在事項証明書の原本に限る。

エ 委任状（様式4号）

代理人を選定した場合のみ提出すること。

オ 誓約書（様式5号）

カ 納税証明書（都道府県税に未納がないことの証明）

宮崎県内に本店又は営業所がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。東京都など都道府県税に未納がない証明書が発行されない場合は法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近事業年度分の納税証明書。

キ 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式 6 号）

複数の市町村の特別徴収義務者に指定されている場合には、主たる事業所所在地の市町村のもの 1 枚のみで可。

ク 業務実績に関する書類

過去 5 年以内に本業務委託と同種、同規模以上の業務実績（様式 3 号に記載の 1 件分）について、契約書及び仕様書の写しを添付の上、提出すること。その他の実績は企画提案書に記載すること。

(2) 提出方法

紙媒体を持参または郵送とする。

(3) 提出部数

1 部

(4) 提出期限

令和 7 年 3 月 1 0 日（月）午後 5 時

郵送の場合は期限内に必着すること。

(5) 提出先

「18 問合せ先」に同じ。

(6) 参加資格確認結果について

参加申込のあった者に対し、県から参加資格確認の結果及び「10 プレゼンテーション」に関する日時等を令和 7 年 3 月 1 2 日（水）頃に通知する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出資料

下記内容を網羅した企画案を提案すること。様式は任意とし、A 4 判の大きさと作成し、表紙を含め 20 ページ以内にまとめること。

ア 会社の概要

参加申込書類と同内容で可。

イ 業務の実施体制

配置予定の業務責任者・相談責任者の氏名、実務経験年数、資格、業務実績等を記載すること。

その他、相談員の体制、勤務シフト、代替体制等について記載すること。

ウ 業務実績書

過去 5 年以内の実績に限る。

エ 電話相談についての基本的な考え方

オ 相談対応の方法

相談対応の流れ、リスクのアセスメントや対応方法、緊急性の高いケースへの対応等について記載すること。

カ 相談員のケア体制

キ 研修計画

ク 危機管理体制

危機管理に対する考え方、管理体制、相談業務でのトラブルや個人情報等の漏洩に対する防止策等について記載すること。

ケ 報告書の様式

相談が寄せられた際に作成する報告書の様式や記載内容について記載すること。

コ その他の提案に関すること

独自の提案がある場合に記載すること。

サ 見積書

消費税及び地方消費税を含んだ額とし、積算内訳まで記載すること。

(2) 提出方法

紙媒体または電子データ（PDFまたはパワーポイントに限る）

(3) 提出部数

紙媒体の場合：7部

電子データの場合：1ファイル

(4) 提出期限

令和7年3月14日（金）午後5時

※紙媒体の場合は、持参または郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

※電子データの場合は、電子メール送信後、提出した旨の電話連絡を行うこと。

(5) 提出先

「18 問合せ先」に同じ。

10 プレゼンテーション

(1) 日時

令和7年3月19日（水）午後2時から（予定）

(2) 場所

宮崎県庁防災庁舎 2階 プレスルーム（予定）

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

(3) 出席者

3名まで（担当者、もしくは責任者は必ず出席すること。）

(4) 実施時間

30分（説明20分以内、質疑応答10分以内）

（5）機器の準備

プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは県で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。なお、紙媒体のみの実施も可とする。

（6）内容

「11 審査項目等」に基づき、提案者のアピールポイントや企画提案書では表現しきれないポイント等について説明すること。ただし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

※参加者数により日時・場所は変更する場合がある。

11 審査項目等

審査項目及び審査内容、配点等については別表のとおり。

12 選定方法

企画提案書及びプレゼンテーションについて総合的に審査の上、評価が最も高かった提案者を受託候補者とする。

13 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず、令和7年3月21日（金）以降に電子メール及び書面で通知する。

14 契約について

- (1) 受託候補者と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

15 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

16 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき
- (3) 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (4) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

17 その他

- (1) 企画提案競技及び契約の履行において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 本委託業務の企画提案及び契約手続きに要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (5) 見積額については、県と受託候補者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (6) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡を行い、その指示及び監督を受けなければならない。
- (7) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）による。

18 問合せ先

宮崎県福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当 近藤、持永

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電 話：0985-44-2660 FAX：0985-26-7326

E-mail：fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp

(別表)

審査項目		審査内容	配点	
1	事業への理解度	①事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	10	10
2	業務の実施体制	②業務責任者・相談責任者が適切に配置されているか。	20	5
		③必要な知識と経験を有する人員の配置、勤務シフト、代替体制など安定的な業務運営体制がとられているか。		15
3	相談対応	④相談対応の方法について、効果的・効率的に実施するための提案がされているか。また、自殺リスクのアセスメントや対応方法が明確になっているか。	30	20
		⑤緊急性の高いケースへの対応方法や連絡体制等が適切であるか。		10
4	その他の運営体制	⑥メンタルケア体制や研修計画など、相談員のサポート体制が十分に図られているか。	20	10
		⑦相談業務でのトラブルや個人情報の漏洩防止など危機管理対策がしっかり図られているか。		10
5	業務実績	⑧過去5年以内に本業務を受託するに相応しい業務実績があるか。	10	10
6	経済性	⑨提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	10	5
		⑩提案価格に優位性はあるか（最低提案金額/提案金額）×配点。（※）		5
合 計			100	100

(※) 「最低提案金額」とは、参加資格を有し、企画書等を提出した者の内、最も低い見積額（税込）を提示した者の見積額をいう。また、点数は小数点以下切り捨てとする。

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準】

5	4	3	2	1	0
標準より非常に優れた提案	標準より優れた提案	標準的な提案	標準よりもやや劣る提案	標準より劣る提案	評価不能